

**【誓約事項】**

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 上記誓約事項が虚偽であった場合、登録が取消し、又は却下されても異議ありません。

## 唐津市プレミアム付商品券 取扱店募集のお知らせ

唐津市では、10月から使用がはじまる「唐津市プレミアム付商品券」の取扱店を募集しています。以下の募集要項をご確認のうえ、是非お申込みください。

※第1次締切は、令和元年8月7日（水曜）です  
（恐れ入りますが、作業の都合上なるべく早期にお申し込みください）

### 唐津市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

#### 1 趣旨

消費税・地方消費税率引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税の方、乳幼児のいる子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行するにあたり、そのプレミアム付商品券を使用できる取扱店を募集するものです。

#### 2 プレミアム付商品券の概要

名 称	唐津市プレミアム付商品券
発 行 者	唐津市
発 行 見 込 額	8億1,750万円
販 売 単 位	1冊につき5千円分（500円券×10枚）を4千円で販売
対 象 者	①住民税非課税者 ※課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除きます。 ②子育て世帯の世帯主 ※平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれた乳幼児の世帯主が対象です。
購 入 限 度 額	①住民税非課税者 5冊（額面で2万5千円分） ②子育て世帯 5冊（額面で2万5千円分）×対象乳幼児の数
使 用 期 間 （ 有 効 期 間 ）	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
使 用 制 限	次の用途には使用できません。 ①出資や債務の支払い ②不動産や有価証券、金融商品の購入 ③商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手など換金性の高いものの購入 ④たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ⑤公営ギャンブル、パチンコ、宝くじ、サッカーくじ等の購入 ⑥性風俗関連特殊営業に係る支払い ⑦国や地方自治体への支払いや納税 ⑧事業上の取引（商品仕入などの決済） ⑨その他、本事業の趣旨にそぐわないもの
取 扱 店	市内店舗を対象として公募します。 なお、取扱店は市ホームページに掲載するほか、1次締切までに登録申請された店舗については、商品券購入者へ配布する店舗一覧チラシに掲載します。

### 3 取扱店の参加資格

唐津市内で営業している店舗等であること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①使用制限に該当するもののみを取り扱う店舗等。
- ②唐津市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)及び唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年告示第50号)に基づく排除措置の対象となる者。

### 4 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守、注意してください。

- ①プレミアム付商品券を使用できる店舗であることが明確となるよう、別途配付するステッカーを、利用者の分かりやすい場所に掲示すること。
- ②物品の販売や役務の提供にあたり、プレミアム付商品券の受取りを拒まないこと。ただし、使用制限の対象となる物品の販売や役務の提供にあたってはプレミアム付商品券を受け取らないこと。
- ③プレミアム付商品券による物品の販売や役務の提供にあたっては、釣り銭を支払わないこと。券面額に満たない不足分は現金等で受け取ること。
- ④②の規定に関わらず、使用期間を過ぎたプレミアム付商品券は受け取らないこと。また、偽造・変造が疑われるプレミアム付商品券については受け取らず、速やかに警察へ通報し、あわせて、その旨を唐津市へ連絡すること。
- ⑤プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ⑥唐津市、その他本事業に係る関係者の事業運営に協力すること。
- ⑦プレミアム付商品券の盗難・紛失、滅失または偽造等に対して発行者は責を負わない。
- ⑧本募集要項に反する行為を行った場合は、取扱店登録を取消することができるものとする。

### 5 換金について

換金の方法	換金は、市が指定する市内金融機関窓口で随時受け付け、数営業日以内に預金口座へ入金する方法を予定しています。 具体的な金融機関と手続は調整中につき、登録申請者へ別途ご案内します。
換金手数料	無料です。ただし、上記の指定金融機関以外の口座への振込を希望される場合は、振込手数料を負担いただきます。
換金可能期間	調整中につき、登録申請者へは別途ご案内します。

### 6 登録申請方法等

登録料	無料
申請方法	別紙の登録申請書に必要事項を記入・押印のうえ、郵送または窓口持参により提出してください。営業店舗が複数ある場合は、店舗ごとに申請してください。
申請期限	(1次締切) 令和元年8月7日(水)【必着】 ※なるべく早めにお申し込みください。 (2次締切) 令和2年2月28日(金)まで随時
登録確認	登録が完了した取扱店には、登録証明書をお送りします。
その他	プレミアム付商品券の取扱いや換金方法などの詳細については、取扱店ステッカーや見本券と合わせ、登録取扱店へ後日マニュアルをお送りします。

### 7 問い合わせ・申請先

唐津市役所 商工振興課(取扱店募集担当)

〒847-8511 唐津市西城内1-1

電話 0955-72-9141 / 電子メール syoukou@city.karatsu.lg.jp

## 唐津市プレミアム付商品券 取扱店登録申請書

唐津市長 様

私は、唐津市プレミアム付商品券取扱店募集要項に同意し、唐津市プレミアム付商品券の取扱店として登録を申請します。また、裏面記載の事項について誓約し、必要な場合には唐津警察署に照会することについて承諾します。

令和元年 月 日

#### 【申請者】

住所(法人にあつては事務所所在地)	
商号、名称等(法人にあつては法人名)	
代表者職名	
代表者氏名	印

#### 【登録店舗情報】

ふりがな	
チラシに掲載する店舗名	
チラシに掲載する店舗所在地	(〒 ) 唐津市
チラシに掲載する業種	概ね10字を目途にご記入ください(長くなると、字が小さくなります)
チラシに掲載する電話番号	
チラシに掲載する 貴店独自の付加サービス	例)商品券で〇〇円お買い上げの方には粗品進呈など。※実施しない場合は記入不要です。
所属商工団体	<input type="checkbox"/> 唐津商工会議所 <input type="checkbox"/> 唐津東商工会 <input type="checkbox"/> 唐津上場商工会 <input type="checkbox"/> その他又は所属していない

※所属商工団体の情報は統計処理に使用するものです(チラシには載りません)。所属の有無は取扱店登録に影響しません。

#### 【担当者情報】

担当者所属・氏名		電話番号	
E-mail		FAX番号	
マニュアル等送付先	(〒 )		

※記入いただいた情報は、唐津市プレミアム商品券事業の実施に必要な範囲でのみ使用します。

※営業店舗が複数ある場合は、店舗ごとにお申し込みください。

※本様式は唐津市ホームページにも掲載します。

切り取り線